

409,500
409,900
410,500
411,100
411,700
412,100
412,700
413,300
413,900
414,300
414,900
415,500
416,100
416,500
276,000

を

2 級 給料月額 円	特 2 級 給料月額 円
164,400	254,100
166,500	256,900
168,600	259,700
170,800	262,500
172,800	265,300
175,000	268,000
177,200	270,700
179,400	273,400

386,500
387,500
388,400
389,400
390,400
391,400
392,200
393,100
394,000
394,900
395,900
396,700
397,500
398,300
399,100
399,900
400,700
401,500
402,200
402,900
403,600
404,300
405,100
405,800
406,500
407,200
407,700
408,300
408,900

345,200
347,100
349,000
350,800
352,600
354,400
356,200
357,900
359,600
361,300
363,000
364,700
366,100
367,500
368,900
370,400
371,700
373,000
374,300
375,700
376,800
377,900
379,000
380,200
381,300
382,400
383,500
384,500
385,500

276,300
278,900
281,500
284,100
286,600
289,200
291,700
294,200
296,500
299,200
301,900
304,600
307,100
309,600
312,100
314,600
317,000
319,200
321,400
323,600
325,900
328,100
330,300
332,500
334,700
336,900
339,100
341,300
343,300

206,600
208,500
210,400
212,300
214,000
216,000
218,000
220,000
221,900
224,600
227,300
230,000
232,800
235,700
238,600
241,500
244,300
247,100
249,900
252,700
255,500
258,100
260,700
263,300
265,900
268,500
271,100
273,700

別表第二中

2 級 給料月額 円
164,400
166,500
168,600
170,800
172,800
175,000
177,200
179,400
181,700
184,500
187,200
189,900
192,800
194,500
196,200
197,900
199,700
201,400
203,100
204,800

374,300	421,000	321,400	394,100	247,100	348,100	181,700	276,100
		323,600	395,300	249,900	350,100	184,500	278,800
375,700	421,700			252,700	352,100	187,200	281,500
376,800	422,300	325,900	396,500			189,900	284,200
377,900	422,900	328,100	397,700	255,500	354,100		
379,000	423,400	330,300	398,900	258,100	355,900	192,800	286,900
		332,500	400,100	260,700	357,700	194,500	289,600
380,200	423,900			263,300	359,500	196,200	292,300
381,300	424,500	334,700	401,300			197,900	295,000
382,400	425,100	336,900	402,400	265,900	361,300		
383,500	425,600	339,100	403,500	268,500	363,000	199,700	297,700
		341,300	404,600	271,100	364,700	201,400	300,400
384,500	426,100			273,700	366,400	203,100	303,100
385,500	426,700	343,300	405,700			204,800	305,800
386,500	427,300	345,200	406,700	276,300	368,100		
387,500	427,800	347,100	407,700	278,900	369,800	206,600	308,500
		349,000	408,700	281,500	371,500	208,500	311,200
388,400	428,300			284,100	373,200	210,400	313,900
389,400		350,800	409,700			212,300	316,600
390,400		352,600	410,500	286,600	374,900		
391,400		354,400	411,300	289,200	376,400	214,000	319,300
		356,200	412,100	291,700	377,900	216,000	321,700
392,200				294,200	379,400	218,000	324,100
393,100		357,900	412,900			220,000	326,500
394,000		359,600	413,700	296,500	380,900		
394,900		361,300	414,500	299,200	382,300	221,900	328,900
		363,000	415,300	301,900	383,700	224,600	331,100
395,900				304,600	385,100	227,300	333,300
396,700		364,700	416,100			230,000	335,500
397,500		366,100	416,800	307,100	386,500		
398,300		367,500	417,500	309,600	387,800	232,800	337,700
		368,900	418,200	312,100	389,100	235,700	339,800
399,100				314,600	390,400	238,600	341,900
399,900		370,400	418,900			241,500	344,000
400,700		371,700	419,600	317,000	391,700		
401,500		373,000	420,300	319,200	392,900	244,300	346,100

402,200	
402,900	
403,600	
404,300	
405,100	
405,800	
406,500	
407,200	
407,700	
408,300	
408,900	
409,500	
409,900	
410,500	
411,100	
411,700	
412,100	
412,700	
413,300	
413,900	
414,300	
414,900	
415,500	
416,100	
416,500	
276,000	303,700

改め、同表の備考(一)中「養護」を「養護、指導教諭」に改める。

(佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例の一部改正)

第三条 佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例(昭和三十三年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「教頭」を「教頭、主幹教諭」に改める。

第三条第一項中「教諭の職」を「主幹教諭又は教諭の職」に改める。

(佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正)

第四条 佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例(昭和三十五年佐賀県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「教頭」を「教頭、本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理し、又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する主幹教諭」に改める。

(佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第五条 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年佐賀県条例第四十三号)の一部を次のように改める。

第二条第二項中「教頭」を「教頭、主幹教諭」に改める。

第三条第一項中「二級」を「特二級、二級」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、第二条の規定による改正前の佐賀県立学校職員給与条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(人事委員会規則への委任)

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

参考資料

第一条(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及び、き地手当支給条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第八条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に所属する教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、職務の級が佐賀県公立学校職員給与条例別表第一高等学校等教育職給料表又は別表第二中学校・小学校教育職給料表の特二級、二級又は一級のものが次に掲</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第八条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に所属する教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、職務の級が佐賀県公立学校職員給与条例別表第一高等学校等教育職給料表又は別表第二中学校・小学校教育職給料表の特二級又は一級のものが次に掲げる業務に従事した</p>

<p>ける業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は佐賀県公立学校職員給与条例第八項に規定する週休日、同条例第十三条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等若しくは同条例第十五条の人事委員会規則で定める日(以下「週休日等」という。)を行うもの</p> <p>四・五 略</p> <p>2 略</p>	<p>合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は第七条に規定する週休日、祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等若しくは佐賀県公立学校職員給与条例第十五条の人事委員会規則で定める日(以下「週休日等」という。)を行うもの</p> <p>四・五 略</p> <p>2 略</p>
<p>第二条(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)に係る新旧対照表</p>	
<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一 県立学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設の学校栄養職員を含む。以下同じ。)及び事務職員</p> <p>二 市町立の中学校及び小学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設の学校栄養職員を含む。以下同じ。)及び事務職員</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一 県立学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手、学校栄養職員、事務職員及びその他の職員</p> <p>二 市町立の中学校及び小学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設の学校栄養職員を含む。以下同じ。)及び事務職員</p>
<p>2 略</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第二十一条の二 義務教育諸学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 高等学校等(学校教育法に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部をいう。)に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものについては、第一項に規定する職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>4 略</p>	<p>2 略</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第二十一条の二 義務教育諸学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 高等学校等(学校教育法に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部をいう。)に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものについては、第一項に規定する職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>4 略</p>

参考資料

改 正 後					改 正 前					
別表第一(第5条関係)					別表第一(第5条関係)					
高等学校等教育職給料表					高等学校等教育職給料表					
職員 の区 分	職務 の級 号 給	略	2 級	特 2 級	略	職員 の区 分	職務 の級 号 給	略	2 級	略
			給料月額	給料月額					給料月額	
			円	円					円	
	1		192,800	254,100		1			192,800	
	2		194,500	256,900		2			194,500	
	3		196,200	259,700		3			196,200	
	4		197,900	262,500		4			197,900	
	5		199,700	265,300		5			199,700	
	6		201,400	268,000		6			201,400	
	7		203,100	270,700		7			203,100	
	8		204,800	273,400		8			204,800	
	9		206,600	276,100		9			206,600	
	10		208,500	278,800		10			208,500	
	11		210,400	281,500		11			210,400	
	12		212,300	284,200		12			212,300	
	13		214,000	286,900		13			214,000	
	14		216,000	289,600		14			216,000	
	15		218,000	292,300		15			218,000	
	16		220,000	295,000		16			220,000	
	17		221,900	297,700		17			221,900	
	18		224,600	300,400		18			224,600	
	19		227,300	303,100		19			227,300	
	20		230,000	305,800		20			230,000	
	21		232,800	308,500		21			232,800	
	22		235,700	311,200		22			235,700	
	23		238,600	313,900		23			238,600	
	24		241,500	316,600		24			241,500	
	25		244,300	319,300		25			244,300	
	26		247,100	321,700		26			247,100	
	27		249,900	324,100		27			249,900	
	28		252,700	326,500		28			252,700	
	29		255,500	328,900		29			255,500	
	30		258,100	331,100		30			258,100	
	31		260,700	333,300		31			260,700	
	32		263,300	335,500		32			263,300	
	33		265,900	337,700		33			265,900	
	34		268,500	339,900		34			268,500	
	35		271,100	342,100		35			271,100	
	36		273,700	344,300		36			273,700	
	37		276,300	346,500		37			276,300	
	38		278,900	348,700		38			278,900	
	39		281,500	350,900		39			281,500	
	40		284,100	353,100		40			284,100	
	41		286,600	355,300		41			286,600	
	42		289,200	357,400		42			289,200	
	43		291,700	359,500		43			291,700	
	44		294,200	361,600		44			294,200	
	45		296,500	363,700		45			296,500	
	46		299,200	365,800		46			299,200	
	47		301,900	367,900		47			301,900	
	48		304,600	370,000		48			304,600	
	49		307,100	372,100		49			307,100	
	50		309,600	374,100		50			309,600	
	51		312,100	376,100		51			312,100	
	52		314,600	378,100		52			314,600	
	53		317,000	380,100		53			317,000	
	54		319,200	381,900		54			319,200	
	55		321,400	383,700		55			321,400	
	56		323,600	385,500		56			323,600	
	57		325,900	387,300		57			325,900	
	58		328,100	389,000		58			328,100	
	59		330,300	390,700		59			330,300	
	60		332,500	392,400		60			332,500	
	61		334,700	394,100		61			334,700	
	62		336,900	395,600		62			336,900	

	63	339,100	397,100			63	339,100
	64	341,300	398,600			64	341,300
	65	343,500	400,100			65	343,500
	66	345,700	401,600			66	345,700
	67	347,900	403,100			67	347,900
	68	350,100	404,600			68	350,100
	69	352,100	406,100			69	352,100
	70	354,200	407,500			70	354,200
	71	356,300	408,900			71	356,300
	72	358,400	410,300			72	358,400
	73	360,400	411,700			73	360,400
	74	362,400	413,100			74	362,400
	75	364,400	414,500			75	364,400
	76	366,400	415,900			76	366,400
	77	368,400	417,300			77	368,400
	78	370,100	418,700			78	370,100
	79	371,800	420,100			79	371,800
	80	373,500	421,500			80	373,500
	81	375,200	422,900			81	375,200
	82	376,700	424,200			82	376,700
	83	378,200	425,500			83	378,200
	84	379,700	426,800			84	379,700
	85	381,200	428,100			85	381,200
	86	382,700	429,300			86	382,700
	87	384,200	430,500			87	384,200
	88	385,700	431,700			88	385,700
	89	387,200	432,900			89	387,200
	90	388,600	434,000			90	388,600
	91	390,000	435,100			91	390,000
	92	391,400	436,200			92	391,400
	93	392,900	437,300			93	392,900
	94	394,200	438,400			94	394,200
	95	395,500	439,500			95	395,500
	96	396,800	440,600			96	396,800
	97	398,200	441,700			97	398,200
	98	399,300	442,500			98	399,300
	99	400,400	443,300			99	400,400
	100	401,500	444,100			100	401,500
	101	402,600	444,900			101	402,600
	102	403,700	445,500			102	403,700
	103	404,800	446,100			103	404,800
	104	405,900	446,700			104	405,900
	105	406,800	447,300			105	406,800
	106	407,800	447,900			106	407,800
	107	408,800	448,500			107	408,800
	108	409,800	449,100			108	409,800
	109	410,700	449,700			109	410,700
	110	411,600				110	411,600
	111	412,500				111	412,500
	112	413,400				112	413,400
	113	414,100				113	414,100
	114	414,900				114	414,900
	115	415,700				115	415,700
	116	416,500				116	416,500
	117	417,300				117	417,300
	118	418,100				118	418,100
	119	418,900				119	418,900
	120	419,700				120	419,700
	121	420,500				121	420,500
	122	421,000				122	421,000
	123	421,500				123	421,500
	124	422,000				124	422,000
	125	422,400				125	422,400
	126	422,900				126	422,900
	127	423,400				127	423,400
	128	423,900				128	423,900
	129	424,300				129	424,300
	130	424,800				130	424,800
	131	425,300				131	425,300
	132	425,800				132	425,800

再任職
員以外
の職員再任職
員以外
の職員

133	426,200		
134	426,700		
135	427,200		
136	427,700		
137	428,100		
138			
139			
140			
141			
142			
143			
144			
145			
146			
147			
148			
149			
150			
151			
152			
153			
再任用職員	略	279,400	308,800

備考(一) この表は、次に掲げる者に適用する。
 ア 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手
 イ 県立の中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者
 (二) 略

別表第二(第5条関係)

中学校・小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級号給	略	2 級		略
			給料月額	給料月額	
			円	円	
	1		164,400	254,100	
	2		166,500	256,900	
	3		168,600	259,700	
	4		170,800	262,500	
	5		172,800	265,300	
	6		175,000	268,000	
	7		177,200	270,700	
	8		179,400	273,400	
	9		181,700	276,100	
	10		184,500	278,800	
	11		187,200	281,500	
	12		189,900	284,200	
	13		192,800	286,900	
	14		194,500	289,600	
	15		196,200	292,300	
	16		197,900	295,000	
	17		199,700	297,700	
	18		201,400	300,400	
	19		203,100	303,100	
	20		204,800	305,800	
	21		206,600	308,500	
	22		208,500	311,200	
	23		210,400	313,900	
	24		212,300	316,600	
	25		214,000	319,300	
	26		216,000	321,700	
	27		218,000	324,100	
	28		220,000	326,500	
	29		221,900	328,900	

133	426,200		
134	426,700		
135	427,200		
136	427,700		
137	428,100		
138			
139			
140			
141			
142			
143			
144			
145			
146			
147			
148			
149			
150			
151			
152			
153			
再任用職員	略	279,400	略

備考(一) この表は、次に掲げる者に適用する。
 ア 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手
 イ 県立の中学校に勤務する教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者
 (二) 略

別表第二(第5条関係)

中学校・小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級号給	略	2 級		略
			給料月額	給料月額	
			円	円	
	1		164,400		
	2		166,500		
	3		168,600		
	4		170,800		
	5		172,800		
	6		175,000		
	7		177,200		
	8		179,400		
	9		181,700		
	10		184,500		
	11		187,200		
	12		189,900		
	13		192,800		
	14		194,500		
	15		196,200		
	16		197,900		
	17		199,700		
	18		201,400		
	19		203,100		
	20		204,800		
	21		206,600		
	22		208,500		
	23		210,400		
	24		212,300		
	25		214,000		
	26		216,000		
	27		218,000		
	28		220,000		
	29		221,900		

	30	<u>224,600</u>	<u>331,100</u>			30	<u>224,600</u>
	31	<u>227,300</u>	<u>333,300</u>			31	<u>227,300</u>
	32	<u>230,000</u>	<u>335,500</u>			32	<u>230,000</u>
	33	<u>232,800</u>	<u>337,700</u>			33	<u>232,800</u>
	34	<u>235,700</u>	<u>339,800</u>			34	<u>235,700</u>
	35	<u>238,600</u>	<u>341,900</u>			35	<u>238,600</u>
	36	<u>241,500</u>	<u>344,000</u>			36	<u>241,500</u>
	37	<u>244,300</u>	<u>346,100</u>			37	<u>244,300</u>
	38	<u>247,100</u>	<u>348,100</u>			38	<u>247,100</u>
	39	<u>249,900</u>	<u>350,100</u>			39	<u>249,900</u>
	40	<u>252,700</u>	<u>352,100</u>			40	<u>252,700</u>
	41	<u>255,500</u>	<u>354,100</u>			41	<u>255,500</u>
	42	<u>258,100</u>	<u>355,900</u>			42	<u>258,100</u>
	43	<u>260,700</u>	<u>357,700</u>			43	<u>260,700</u>
	44	<u>263,300</u>	<u>359,500</u>			44	<u>263,300</u>
	45	<u>265,900</u>	<u>361,300</u>			45	<u>265,900</u>
	46	<u>268,500</u>	<u>363,000</u>			46	<u>268,500</u>
	47	<u>271,100</u>	<u>364,700</u>			47	<u>271,100</u>
	48	<u>273,700</u>	<u>366,400</u>			48	<u>273,700</u>
	49	<u>276,300</u>	<u>368,100</u>			49	<u>276,300</u>
	50	<u>278,900</u>	<u>369,800</u>			50	<u>278,900</u>
	51	<u>281,500</u>	<u>371,500</u>			51	<u>281,500</u>
	52	<u>284,100</u>	<u>373,200</u>			52	<u>284,100</u>
	53	<u>286,600</u>	<u>374,900</u>			53	<u>286,600</u>
	54	<u>289,200</u>	<u>376,400</u>			54	<u>289,200</u>
	55	<u>291,700</u>	<u>377,900</u>			55	<u>291,700</u>
	56	<u>294,200</u>	<u>379,400</u>			56	<u>294,200</u>
	57	<u>296,500</u>	<u>380,900</u>			57	<u>296,500</u>
	58	<u>299,200</u>	<u>382,300</u>			58	<u>299,200</u>
	59	<u>301,900</u>	<u>383,700</u>			59	<u>301,900</u>
	60	<u>304,600</u>	<u>385,100</u>			60	<u>304,600</u>
	61	<u>307,100</u>	<u>386,500</u>			61	<u>307,100</u>
	62	<u>309,600</u>	<u>387,800</u>			62	<u>309,600</u>
	63	<u>312,100</u>	<u>389,100</u>			63	<u>312,100</u>
	64	<u>314,600</u>	<u>390,400</u>			64	<u>314,600</u>
	65	<u>317,000</u>	<u>391,700</u>			65	<u>317,000</u>
	66	<u>319,200</u>	<u>392,900</u>			66	<u>319,200</u>
	67	<u>321,400</u>	<u>394,100</u>			67	<u>321,400</u>
	68	<u>323,600</u>	<u>395,300</u>			68	<u>323,600</u>
	69	<u>325,900</u>	<u>396,500</u>			69	<u>325,900</u>
	70	<u>328,100</u>	<u>397,700</u>			70	<u>328,100</u>
	71	<u>330,300</u>	<u>398,900</u>			71	<u>330,300</u>
	72	<u>332,500</u>	<u>400,100</u>			72	<u>332,500</u>
再任	73	<u>334,700</u>	<u>401,300</u>	再任	73	<u>334,700</u>	
用職	74	<u>336,900</u>	<u>402,400</u>	用職	74	<u>336,900</u>	
員以	75	<u>339,100</u>	<u>403,500</u>	員以	75	<u>339,100</u>	
外の	76	<u>341,300</u>	<u>404,600</u>	外の	76	<u>341,300</u>	
職員	77	<u>343,300</u>	<u>405,700</u>	職員	77	<u>343,300</u>	
	78	<u>345,200</u>	<u>406,700</u>		78	<u>345,200</u>	
	79	<u>347,100</u>	<u>407,700</u>		79	<u>347,100</u>	
	80	<u>349,000</u>	<u>408,700</u>		80	<u>349,000</u>	
	81	<u>350,800</u>	<u>409,700</u>		81	<u>350,800</u>	
	82	<u>352,600</u>	<u>410,500</u>		82	<u>352,600</u>	
	83	<u>354,400</u>	<u>411,300</u>		83	<u>354,400</u>	
	84	<u>356,200</u>	<u>412,100</u>		84	<u>356,200</u>	
	85	<u>357,900</u>	<u>412,900</u>		85	<u>357,900</u>	
	86	<u>359,600</u>	<u>413,700</u>		86	<u>359,600</u>	
	87	<u>361,300</u>	<u>414,500</u>		87	<u>361,300</u>	
	88	<u>363,000</u>	<u>415,300</u>		88	<u>363,000</u>	
	89	<u>364,700</u>	<u>416,100</u>		89	<u>364,700</u>	
	90	<u>366,100</u>	<u>416,800</u>		90	<u>366,100</u>	
	91	<u>367,500</u>	<u>417,500</u>		91	<u>367,500</u>	
	92	<u>368,900</u>	<u>418,200</u>		92	<u>368,900</u>	
	93	<u>370,400</u>	<u>418,900</u>		93	<u>370,400</u>	
	94	<u>371,700</u>	<u>419,600</u>		94	<u>371,700</u>	
	95	<u>373,000</u>	<u>420,300</u>		95	<u>373,000</u>	
	96	<u>374,300</u>	<u>421,000</u>		96	<u>374,300</u>	
	97	<u>375,700</u>	<u>421,700</u>		97	<u>375,700</u>	
	98	<u>376,800</u>	<u>422,300</u>		98	<u>376,800</u>	
	99	<u>377,900</u>	<u>422,900</u>		99	<u>377,900</u>	

100		<u>379,000</u>	<u>423,400</u>	
101		<u>380,200</u>	<u>423,900</u>	
102		<u>381,300</u>	<u>424,500</u>	
103		<u>382,400</u>	<u>425,100</u>	
104		<u>383,500</u>	<u>425,600</u>	
105		<u>384,500</u>	<u>426,100</u>	
106		<u>385,500</u>	<u>426,700</u>	
107		<u>386,500</u>	<u>427,300</u>	
108		<u>387,500</u>	<u>427,800</u>	
109		<u>388,400</u>	<u>428,300</u>	
110		<u>389,400</u>		
111		<u>390,400</u>		
112		<u>391,400</u>		
113		<u>392,200</u>		
114		<u>393,100</u>		
115		<u>394,000</u>		
116		<u>394,900</u>		
117		<u>395,900</u>		
118		<u>396,700</u>		
119		<u>397,500</u>		
120		<u>398,300</u>		
121		<u>399,100</u>		
122		<u>399,900</u>		
123		<u>400,700</u>		
124		<u>401,500</u>		
125		<u>402,200</u>		
126		<u>402,900</u>		
127		<u>403,600</u>		
128		<u>404,300</u>		
129		<u>405,100</u>		
130		<u>405,800</u>		
131		<u>406,500</u>		
132		<u>407,200</u>		
133		<u>407,700</u>		
134		<u>408,300</u>		
135		<u>408,900</u>		
136		<u>409,500</u>		
137		<u>409,900</u>		
138		<u>410,500</u>		
139		<u>411,100</u>		
140		<u>411,700</u>		
141		<u>412,100</u>		
142		<u>412,700</u>		
143		<u>413,300</u>		
144		<u>413,900</u>		
145		<u>414,300</u>		
146		<u>414,900</u>		
147		<u>415,500</u>		
148		<u>416,100</u>		
149		<u>416,500</u>		
再任用職員	略	<u>276,000</u>	<u>303,700</u>	略

備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(別表第一の適用を受ける者を除く。)に適用する。

(二) 略

100		<u>379,000</u>		
101		<u>380,200</u>		
102		<u>381,300</u>		
103		<u>382,400</u>		
104		<u>383,500</u>		
105		<u>384,500</u>		
106		<u>385,500</u>		
107		<u>386,500</u>		
108		<u>387,500</u>		
109		<u>388,400</u>		
110		<u>389,400</u>		
111		<u>390,400</u>		
112		<u>391,400</u>		
113		<u>392,200</u>		
114		<u>393,100</u>		
115		<u>394,000</u>		
116		<u>394,900</u>		
117		<u>395,900</u>		
118		<u>396,700</u>		
119		<u>397,500</u>		
120		<u>398,300</u>		
121		<u>399,100</u>		
122		<u>399,900</u>		
123		<u>400,700</u>		
124		<u>401,500</u>		
125		<u>402,200</u>		
126		<u>402,900</u>		
127		<u>403,600</u>		
128		<u>404,300</u>		
129		<u>405,100</u>		
130		<u>405,800</u>		
131		<u>406,500</u>		
132		<u>407,200</u>		
133		<u>407,700</u>		
134		<u>408,300</u>		
135		<u>408,900</u>		
136		<u>409,500</u>		
137		<u>409,900</u>		
138		<u>410,500</u>		
139		<u>411,100</u>		
140		<u>411,700</u>		
141		<u>412,100</u>		
142		<u>412,700</u>		
143		<u>413,300</u>		
144		<u>413,900</u>		
145		<u>414,300</u>		
146		<u>414,900</u>		
147		<u>415,500</u>		
148		<u>416,100</u>		
149		<u>416,500</u>		
再任用職員	略	<u>276,000</u>		略

備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(別表第一の適用を受ける者を除く。)に適用する。

(二) 略

第三条(佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「教員」とは、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十八条第一項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。)をいう。</p> <p>(産業教育手当)</p> <p>第三条 農業又は工業に関する課程を置く県立の高等学校の教員で、高等学校の農業若しくは農業実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)附則第二項の規定により高等学校の農業若しくは農業実習又は工業若しくは工業実習を担当する主幹教諭又は教諭の職にあることができる者を含む。)が、当該農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担当する場合には、その者に対し、産業教育手当を支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「教員」とは、教頭、教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十八条第一項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。)をいう。</p> <p>(産業教育手当)</p> <p>第三条 農業又は工業に関する課程を置く県立の高等学校の教員で、高等学校の農業若しくは農業実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)附則第二項の規定により高等学校の農業若しくは農業実習又は工業若しくは工業実習を担当する教諭の職にあることができる者を含む。)が、当該農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担当する場合には、その者に対し、産業教育手当を支給する。</p> <p>2・3 略</p>

第四条(佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第二条 定時制の課程又は通信制の課程を置く県立高等学校の校長で本務としてその職にある者、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭、本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理し、又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する主幹教諭及び本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、助教諭、養護教諭又は講師(常時勤務の者、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十八条第一項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。)並びに次の各号のいずれかに該当する者には、定時制通信教育手当を支給する。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第二条 定時制の課程又は通信制の課程を置く県立高等学校の校長で本務としてその職にある者、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭及び本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師(常時勤務の者、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十八条第一項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。)並びに次の各号のいずれかに該当する者には、定時制通信教育手当を支給する。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 略</p>

第五条(佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

改正前

(定義)
第二条 略

(定義)
第二条 略

2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者、地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者、地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

(教育職員の教職調整額の支給等)

(教育職員の教職調整額の支給等)

第三条 教育職員(佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十三年佐賀県条例第四十四号。以下「給与条例」という。))別表第一高等学校等教育職給料表又は別表第二中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者に限る。第六条において同じ。)のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特二級、二級又は一級である者には、その者の給料月額額の百分の四に相当する額の教職調整額を支給する。

第三条 教育職員(佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十三年佐賀県条例第四十四号。以下「給与条例」という。))別表第一高等学校等教育職給料表又は別表第二中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者に限る。第六条において同じ。)のうちその属する職務の級がこれらの給料表の二級又は一級である者には、その者の給料月額額の百分の四に相当する額の教職調整額を支給する。

2 略

2 略

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十号

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例(昭和三十三年佐賀県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、二〇一人」を「三、二一六人」に改め、同項第二号中「五、四九一人」を「五、五〇九人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

改正前

(定数)

(定数)

第三条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は次に掲げるとおりとする。

第三条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は次に掲げるとおりとする。

- 一 県立学校職員 三、二一六人
- 二 市町立学校県費負担教職員 五、五〇九人

- 一 県立学校職員 三、二〇一人
- 二 市町立学校県費負担教職員 五、四九一人

2 略

2 略

佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十一号

佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例(平成十八年佐賀県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十四条第一項の規定により幼稚園に入園している者(以下「特例入園児」という。)を含む。」を削る。

第五条第二号及び第五号イ中「(特例入園児を除く。)」を削り、同条第七号中「(特例入園児を含む。)」を削り、同号へを削る。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(職員の配置) 第三条 略	(職員の配置) 第三条 略
2 前項第二号本文の規定にかかわらず、満三歳以上の子どもについて、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う場合には、保育に従事する者の数を、おおむね三十五人につき一人以上とすることができる。この場合においては、当該子ども	2 前項第二号本文の規定にかかわらず、満三歳以上の子ども(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十四条第一項の規定により幼稚園に入園している者(以下「特例入園児」という。)を含む。)について、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十三条各号に掲げる目標

もによる学級を編制するとともに、学級を担当する職員(以下「学級担任」という。)を各学級ごとに一人以上置かなければならない。

(施設及び設備等)

第五条 認定基準のうち施設及び設備等に関する基準は、次のとおりとする。

一 略

二 認定こども園の園舎の面積(満三歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、満二歳以上満三歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設及び設備の面積並びに満二歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設及び設備の面積を除く。以下同じ。)が、次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、同表の下欄に掲げる面積以上であること。ただし、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園又は幼保連携型認定こども園の認定を受ける場合であつて、第四号本文(満二歳に満たない子どもの保育を行う場合には第四号本文及び第八号)に規定する面積を満たすときは、この限りでない。

略

三・四 略

五 第三号の屋外遊戯場の面積は、幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合はイ

が達成されるよう保育を行う場合には、保育に従事する者の数を、おおむね三十五人につき一人以上とすることができる。この場合においては、当該子どもによる学級を編制するとともに、学級を担当する職員(以下「学級担任」という。)を各学級ごとに一人以上置かなければならない。

(施設及び設備等)

第五条 認定基準のうち施設及び設備等に関する基準は、次のとおりとする。

一 略

二 認定こども園の園舎の面積(満三歳に満たない子ども(特例入園児を除く。))の保育を行う場合にあつては、満二歳以上満三歳に満たない子ども(特例入園児を除く。))の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設及び設備の面積並びに満二歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設及び設備の面積を除く。以下同じ。)が、次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、同表の下欄に掲げる面積以上であること。ただし、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園又は幼保連携型認定こども園の認定を受ける場合であつて、第四号本文(満二歳に満たない子どもの保育を行う場合には第四号本文及び第八号)に規定する面積を満たすときは、この限りでない。

略

三・四 略

五 第三号の屋外遊戯場の面積は、幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合はイ

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務の所管に関する条例をここに公布する。

<p>八略</p> <p>イ ホ 略</p>	<p>に規定する面積以上、保育所型認定こども園の認定を受ける場合は口に規定する面積以上、地方裁量型認定こども園又は幼保連携型認定こども園の認定を受ける場合はイ又は口に規定する面積以上であること。</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に じ、同表の下欄に掲げる面積に、満二歳以上満三歳に満たない子どもに係る口の面積を加えた面積以上であること。</p> <p>略</p> <p>口 略</p> <p>六略</p> <p>七 幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園又は幼保連携型認定こども園にあつては、次に掲げる要件を満たす場合には、第三号の規定にかかわらず、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることにより、当該認定こども園の満三歳以上の子どもに対する食事の提供を、当該認定こども園の敷地外で調理し、搬入する方法により行うことができる。</p>
<p>八略</p> <p>イ ホ 略</p> <p>ハ 特例入園児の体調に応じた食事を提供するための栄養士による相談体制の確保その他の規則で定める要件を満たしていること。</p>	<p>に規定する面積以上、保育所型認定こども園の認定を受ける場合は口に規定する面積以上、地方裁量型認定こども園又は幼保連携型認定こども園の認定を受ける場合はイ又は口に規定する面積以上であること。</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に じ、同表の下欄に掲げる面積に、満二歳以上満三歳に満たない子ども（特例入園児を除く。）に係る口の面積を加えた面積以上であること。</p> <p>略</p> <p>口 略</p> <p>六略</p> <p>七 幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園又は幼保連携型認定こども園にあつては、次に掲げる要件を満たす場合には、第三号の規定にかかわらず、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることにより、当該認定こども園の満三歳以上の子ども（特例入園児を含む。）に対する食事の提供を、当該認定こども園の敷地外で調理し、搬入する方法により行うことができる。</p>

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第十二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務の所管に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二の規定に基づく、文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）については、知事が管理し、及び執行することとする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県公害紛争処理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第十三号

佐賀県公害紛争処理条例の一部を改正する条例

佐賀県公害紛争処理条例（昭和四十五年佐賀県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「額」を「額（法第三十六条第一項の規定により調停が打ち切れ、又は同条第二項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請にあつては、当該額から当該調停の申請又は当該調停への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県公害紛争処理条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第八条 法第二十六条第一項の規定により調停若しくは仲裁の申請をする者又は法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者は、別表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額(法第三十六条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請にあつては、当該額から当該調停の申請又は当該調停への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額)の手数料を納めなければならない。</p> <p>2~4 略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第八条 法第二十六条第一項の規定により調停若しくは仲裁の申請をする者又は法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者は、別表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2~4 略</p>

佐賀県環境保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第十四号

佐賀県環境保全基金条例の一部を改正する条例

佐賀県環境保全基金条例(平成二年佐賀県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(処分)

第六条 知事は、必要があると認めるときは、第一条の目的を達成するため、基金の一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県環境保全基金条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(積立て)</p> <p>第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。</p> <p>第五条 略</p> <p>第七条 略</p>	<p>(基金の額)</p> <p>第二条 基金の額は、四億円とする。</p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができる。</p> <p>3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。</p> <p>第五条 略</p> <p>第六条 略</p>

佐賀県立九千部学園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成二十年三月二十四日
 佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第十五号

佐賀県立九千部学園条例等の一部を改正する条例

(佐賀県立九千部学園条例の一部改正)

第一条 佐賀県立九千部学園条例(昭和三十七年佐賀県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「附則第二十一条第一項」を「第二十九条第一項」に、「指定旧法施設支援」を「指定障害福祉サービス」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

(佐賀県立佐賀コロナ条例の一部改正)

第二条 佐賀県立佐賀コロナ条例(昭和四十五年佐賀県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

(佐賀県立希望の家条例の一部改正)

第三条 佐賀県立希望の家条例(昭和四十八年佐賀県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「附則第二十一条第一項」を「第二十九条第一項」に、「指定旧法施設支援」を「指定障害福祉サービス」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定(佐賀県立佐賀コロナ条例第四条を削り、第五条を第四条とする改正規定を除く。)は、同年十月一日から施行する。

参考資料

第一条(佐賀県立九千部学園条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後

改 正 前

(使用料)

(使用料)

第三条 学園において法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者は、同条第三項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならぬ。

第三条 学園において法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援を受けた者は、同条第二項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならぬ。

2 略

2 略

(使用料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第四条 略

第五条 略

第二条(佐賀県立佐賀コロナ条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後

改 正 前

(使用料)

(使用料)

2 前項の規定によるもののほか、特に要

2 コロナにおいて法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援を受けた者は、同条第二項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならぬ。

2 前項の規定によるもののほか、特に要

3 前二項の規定によるもののほか、特に要

する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。

する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。

第四条 略

第五条 略

第三条(佐賀県立希望の家条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

改正前

(使用料)

(使用料)

第三条 希望の家において法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者は、同条第三項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。

第三条 希望の家において法附則第二十一条第一項に規定する指定旧施設支援を受けた者は、同条第二項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。

第四条 略

第五条 略

(使用料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

佐賀県立病院好生館使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十六号

佐賀県立病院好生館使用料手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県立病院好生館使用料手数料条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県立病院好生館使用料手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

改正前

(諸料金の額)

(諸料金の額)

第二条 諸料金の額は、診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)により算定する額とする。ただし、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)及びその他の法令によりその額を定められたものについては、当該法令の定めるところによる。

第二条 諸料金の額は、診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)により算定する額とする。ただし、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)及びその他の法令によりその額を定められたものについては、当該法令の定めるところによる。

2・3 略

2・3 略

佐賀県立総合看護学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第十七号

佐賀県立総合看護学院条例の一部を改正する条例

佐賀県立総合看護学院条例(昭和四十二年佐賀県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「五千円」を「一万円」に改める。

第八条を第九条とする。

第七条中「入学試験手数料」の下に「入学料」を加え、同条を第八条とする。

第六条第一項中「一万円」を「三万円」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(入学料)

第六条 学院に入学しようとする者は、別表に掲げる入学料を、入学手続の際納入しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第六条関係)

区 分		金 額
入 学 料	県 内 者	一〇〇、〇〇〇円
	県 外 者	二〇〇、〇〇〇円

備考 県内者とは次の各号のいずれかに該当する者をいい、県外者とは県内者以外の者をいう。

一 入学手続を行う日の属する月の初日の一年前から引き続き県内に住所を有する者

二 入学手続を行う日の属する月の初日の一年前から引き続き県内に一親

等の親族が住所を有する者

三 その他前二号に掲げる者に準ずる者として知事が認める者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十二年三月三十一日までに佐賀県立総合看護学院に入学した者に係る授業料の月額額は、この条例による改正後の佐賀県立総合看護学院条例第七条第一項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

平成二十年三月三十一日までに入学した者	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までに入学した者	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までに入学した者
一〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	二二、〇〇〇円

参考資料

佐賀県立総合看護学院条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(入学試験手数料)</p> <p>第五条 学院の入学試験を受けようとする者は、入学試験手数料として一万円を、受験申込みの際納入しなければならない。</p>	<p>(入学試験手数料)</p> <p>第五条 学院の入学試験を受けようとする者は、入学試験手数料として五千円を、受験申込みの際納入しなければならない。</p>
<p>(入学料)</p> <p>第六条 学院に入学しようとする者は、別表に掲げる入学料を、入学手続の際納入しなければならない。</p>	

(授業料)

第七条 学院の学生(以下「学生」という)は、毎月分の授業料として三万円を、知事が別に定める場合を除き、その月の十日までに納入しなければならない。

2～4 略

(還付)

第八条 既納の入学試験手数料、入学科又は授業料は、還付しない。ただし、前条第三項又は第四項の規定により授業料の全部を免除し、又はその一部を減額したときは、この限りでない。

第九条 略

別表(第六条関係)

入学科	区内	金額
	区内者	一〇〇,〇〇〇円
	区外者	二〇〇,〇〇〇円

備考 区内者とは次の各号のいずれかに該当する者であり、区外者とは区内者以外の者をいう。

- 一 入学手続を行う日の属する月の初日の一年前から引き続き区内に住所を有する者
- 二 入学手続を行う日の属する月の初日の一年前から引き続き区内に一親等の親族が住所を有する者
- 三 その他前二号に掲げる者に準ずる者として知事が認める者

(授業料)

第六条 学院の学生(以下「学生」という)は、毎月分の授業料として二万円を、知事が別に定める場合を除き、その月の十日までに納入しなければならない。

2～4 略

(還付)

第七条 既納の入学試験手数料又は授業料は、還付しない。ただし、前条第三項又は第四項の規定により授業料の全部を免除し、又はその一部を減額したときは、この限りでない。

第八条 略

佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

佐賀県医師修学資金等貸与条例(平成十七年佐賀県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「専門研修」を「臨床研修(医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)」又は「専門研修」に改める。

第四条第二号中「医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の二第一項の規定による臨床研修(以下「臨床研修」という。)」を「臨床研修」に改め、同条第三号中「専門研修医」を「臨床研修医(臨床研修を受けている者をいう。)」又は「専門研修医」に、「に限る」を「をいう」に改める。

第五条第三項中「三年以内」を「二年以内(専門研修を受けている場合にあつては、三年以内)」に改める。

第六条並びに第七条第一号及び第二号中「専門研修」を「臨床研修若しくは専門研修」に改める。

第九条第一項第二号中「以下同じ」を「次項第一号及び次条第一項第一号において同じ」に改め、同条第二項第二号中「専門研修」を「臨床研修若しくは専門研修」に改める。

第十条第一項第二号中「専門研修」を「臨床研修若しくは専門研修」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
(定義)		
第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める		第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める

佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第十八号

<p>るところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 研修資金 臨床研修(医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)又は専門研修(医師の専門性に關する研修をいう。以下同じ。)のため の資金をいう。</p> <p>四・五 略</p> <p>(貸与の対象者)</p> <p>第四条 次の各号に掲げる修学資金等の貸与を受けることができる者は、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 大学院生修学資金 大学院生(臨床研修を修了し、大学院の医学を履修する課程に在学する者のうち規則で定めるものに限る。)</p> <p>三 研修資金 臨床研修医(臨床研修を受けている者をいう。)又は専門研修医(臨床研修を修了し、専門研修のうち規則で定めるものを受けている者をいう。)</p> <p>(貸与額等)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 修学資金等の貸与期間は、大学生修学資金及び大学院生修学資金については大学又は大学院の正規の修学期間以内とし、研修資金については二年以内(専門研修を受けている場合にあつては、三年以内)とする。</p>	<p>るところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 研修資金 専門研修(医師の専門性に關する研修をいう。以下同じ。)のため の資金をいう。</p> <p>四・五 略</p> <p>(貸与の対象者)</p> <p>第四条 次の各号に掲げる修学資金等の貸与を受けることができる者は、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 大学院生修学資金 大学院生(医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の二第一項の規定による臨床研修(以下「臨床研修」という。)を修了し、大学院の医学を履修する課程に在学する者のうち規則で定めるものに限る。)</p> <p>三 研修資金 専門研修医(臨床研修を修了し、専門研修のうち規則で定めるものを受けている者に限る。)</p> <p>(貸与額等)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 修学資金等の貸与期間は、大学生修学資金及び大学院生修学資金については大学又は大学院の正規の修学期間以内とし、研修資金については三年以内とする。</p>	<p>(貸与の停止)</p> <p>第六条 修学資金等の貸与を受けている者(以下「貸与生」という。)が大学若しくは大学院を休学し、又は臨床研修若しくは専門研修を中断しているときは、その期間、修学資金等の貸与を停止する。</p> <p>(貸与の廃止)</p> <p>第七条 貸与生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、修学資金等の貸与を廃止する。</p> <p>一 大学若しくは大学院を退学し、又は臨床研修若しくは専門研修を中止したとき。</p> <p>二 心身の故障のため、大学若しくは大学院における修学、又は臨床研修若しくは専門研修を継続することができなくなつたと認められるとき。</p> <p>三 五 略</p> <p>(返還猶予)</p> <p>第九条 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する間、貸与を受けた修学資金等の返還及び利息の支払の全部を猶予する。</p> <p>一 略</p> <p>二 大学生修学資金の貸与を受けた者が、医師の免許取得後、引き続き臨床研修(県内の管理型臨床研修病院(医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に關する省令(平成十四年厚生労働省令第百五十八号)第三条第二号に規定する管理型臨床研修病院をいう。)が行う臨床</p>
<p>るところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 研修資金 専門研修(医師の専門性に關する研修をいう。以下同じ。)のため の資金をいう。</p> <p>四・五 略</p> <p>(貸与の対象者)</p> <p>第四条 次の各号に掲げる修学資金等の貸与を受けることができる者は、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 大学院生修学資金 大学院生(医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の二第一項の規定による臨床研修(以下「臨床研修」という。)を修了し、大学院の医学を履修する課程に在学する者のうち規則で定めるものに限る。)</p> <p>三 研修資金 専門研修医(臨床研修を修了し、専門研修のうち規則で定めるものを受けている者に限る。)</p> <p>(貸与額等)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 修学資金等の貸与期間は、大学生修学資金及び大学院生修学資金については大学又は大学院の正規の修学期間以内とし、研修資金については三年以内とする。</p>	<p>(貸与の停止)</p> <p>第六条 修学資金等の貸与を受けている者(以下「貸与生」という。)が大学若しくは大学院を休学し、又は臨床研修若しくは専門研修を中断しているときは、その期間、修学資金等の貸与を停止する。</p> <p>(貸与の廃止)</p> <p>第七条 貸与生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、修学資金等の貸与を廃止する。</p> <p>一 大学若しくは大学院を退学し、又は臨床研修若しくは専門研修を中止したとき。</p> <p>二 心身の故障のため、大学若しくは大学院における修学、又は臨床研修を継続することができなくなつたと認められるとき。</p> <p>三 五 略</p> <p>(返還猶予)</p> <p>第九条 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する間、貸与を受けた修学資金等の返還及び利息の支払の全部を猶予する。</p> <p>一 略</p> <p>二 大学生修学資金の貸与を受けた者が、医師の免許取得後、引き続き臨床研修(県内の管理型臨床研修病院(医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に關する省令(平成十四年厚生労働省令第百五十八号)第三条第二号に規定する管理型臨床研修病院をいう。)が行う臨床</p>	<p>(貸与の停止)</p> <p>第六条 修学資金等の貸与を受けている者(以下「貸与生」という。)が大学若しくは大学院を休学し、又は専門研修を中断しているときは、その期間、修学資金等の貸与を停止する。</p> <p>(貸与の廃止)</p> <p>第七条 貸与生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、修学資金等の貸与を廃止する。</p> <p>一 大学若しくは大学院を退学し、又は専門研修を中止したとき。</p> <p>二 心身の故障のため、大学若しくは大学院における修学、又は専門研修を継続することができなくなつたと認められるとき。</p> <p>三 五 略</p> <p>(返還猶予)</p> <p>第九条 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する間、貸与を受けた修学資金等の返還及び利息の支払の全部を猶予する。</p> <p>一 略</p> <p>二 大学生修学資金の貸与を受けた者が、医師の免許取得後、引き続き臨床研修(県内の管理型臨床研修病院(医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に關する省令(平成十四年厚生労働省令第百五十八号)第三条第二号に規定する管理型臨床研修病院をいう。)が行う臨床</p>

◎佐賀県条例第十九号

佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例をここに公布する。
平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

<p>2 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する間、貸与を受けた修学資金等の返還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 大学院修学資金又は研修資金の貸与を受けた者が、大学院又は臨床研修若しくは専門研修を修了し、引き続き規則で定める医療機関等における業務に従事しているとき。</p> <p>三 略</p> <p>(返還免除)</p> <p>第十条 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金等の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 大学院修学資金又は研修資金 大学院又は臨床研修若しくは専門研修を修了し、引き続き前条第二項第二号に規定する業務に必要な勤務期間に従事したとき。</p> <p>2~4 略</p>	<p>研修に限る。次項第一号及び次条第一項第一号において同じ。)を受けているとき。</p> <p>2 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する間、貸与を受けた修学資金等の返還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 大学院修学資金又は研修資金の貸与を受けた者が、大学院又は臨床研修若しくは専門研修を修了し、引き続き規則で定める医療機関等における業務に従事しているとき。</p> <p>三 略</p> <p>(返還免除)</p> <p>第十条 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金等の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 大学院修学資金又は研修資金 大学院又は専門研修を修了し、引き続き前条第二項第二号に規定する業務に必要な勤務期間に従事したとき。</p> <p>2~4 略</p>
--	--

佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。)第百十六条第一項の規定に基づき設置する佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金(以下「基金」という。)の運営に関し、法及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号。以下「政令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(拠出率)

第二条 政令第十九条第一項に規定する条例で定める割合は、一万分の六とする。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

2 基金への積立ては、佐賀県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が法第百十六条第三項に規定する財政安定化基金拠出金(以下「拠出金」という。)を納付すべき時期(以下「拠出時期」という。)までに行うものとする。拠出金のすべてが拠出時期までに納付されない場合も、同様とする。

(拠出金)

第四条 知事は、政令第十九条第一項の規定により広域連合の拠出金の額を算定した場合には、広域連合に対して拠出金の額及び拠出時期その他必要な事項を通知するものとする。

2 広域連合は、拠出時期までに拠出金の納付を行わなかったときは、その延滞日数に応じ、未納額につき年十四・六パーセントの割合で計算した額の延滞金を県に納付しなければならない。

(管理)

第五条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な国債証券、地方債証券その他の有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第六条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第七条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができ。

(処分)

第八条 基金は、法第百十六条第一項第一号の規定に基づく交付及び同項第二号の規定に基づく貸付けを行うために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(償還)

第九条 法第百十六条第一項第二号の規定に基づき貸付けを受けた広域連合は、当該貸付けに係る特定期間（法第百十六条第二項第一号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）の借入総額を二で除して得た金額を、次の特定期間の各年度において償還しなければならない。

2 償還された貸付金は、予算の定めるところにより、基金に積み立てるものとする。

3 広域連合は、償還期限（政令第十四条第四項に規定する償還期限をいう。以下同じ。）までに償還金の納付を行わなかったときは、その延滞日数に応じ、未納額につき年十四・六パーセントの割合で計算した額の延滞金を県に納付しなければならない。

4 政令第十四条第四項ただし書の規定により償還期限の延長を行った場合に

おける第一項の適用については、同項中「二で」とあるのは「四で（政令第十四条第四項第二号に掲げる日を償還期限とした場合にあっては、六で）」と、「次の特定期間」とあるのは「次の特定期間及び次の次の特定期間（政令第十四条第四項第二号に掲げる日を償還期限とした場合にあっては、次の特定期間から当該償還期限の属する特定期間まで）」とする。

(償還期限の延長)

第十条 知事は、災害その他特別の事情があると認めるときは、貸付金の償還期限を延長することができる。

(繰上償還)

第十一条 知事は、貸付けを受けた広域連合が知事の定める貸付けの条件に違反したときは、貸付金の全部又は一部について繰上償還をさせることができる。

2 貸付けを受けた広域連合は、第九条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、貸付金の全部又は一部について繰上償還をすることができる。

(補則)

第十二条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第二十号

佐賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

佐賀県国民健康保険調整交付金条例（平成十七年佐賀県条例第六十七号）の